（経過措置）

第二条　防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第五条第二項の規定により同条第一項に規定する新中央防災会議の委員として任命されたものとみなされる者の任期は、災害対策基本法施行令第三条第二項の規定にかかわらず、この政令の施行の日における同法附則第五条第一項に規定する旧中央防災会議の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

（準備行為）

第三条　第二十六条の規定による改正後の重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行令第一条の表防災庁の項に掲げる庁舎に係る重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第三条第一項及び第二項の規定による指定、同条第三項の規定による協議並びに同条第四項の規定による告示は、この政令の施行前においても内閣総理大臣が行うことができる。

（自衛隊法施行令の一部改正）

第四条　自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

第百四十条の表第十一条第二項の項中「内閣府令」を「防災庁令」に改める。

（電波法施行令の一部改正）

第五条　電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第十二条第三号中「内閣府設置法第四条第三項第八号の人工衛星等を定める政令」を「内閣府設置法第四条第三項第七号の七の人工衛星等を定める政令」に改める。

（復興庁組織令の一部改正）

第六条　復興庁組織令（平成二十四年政令第二十二号）の一部を次のように改正する。

附則第七条第一項の表内閣法制局設置法施行令（昭和二十七年政令第二百九十号）の項及び日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法施行令（昭和二十九年政令第百四十九号）の項中「デジタル庁」を「防災庁」に改め、同表国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和三十一年政令第三百三十七号）の項中「第十三条第一項」を「防災庁設置法（令和八年法律第六十一号）第十三条第一項」に改め、同表指定都市又は中核市の指定があつた場合における必要な事項を定める政令（昭和三十八年政令第十一号）の項中「デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）」を「防災庁設置法（令和八年法律第六十一号）」に改め、同表行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年政令第四十一号）の項中「第十三条第一項の職」を「中央防災会議の長」に改め、同表国家公務員倫理規程（平成十二年政令第百一号）の項中「デジタル庁」を「防災庁」に改め、同表総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）の項中「デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）」を「防災庁設置法（令和八年法律第六十一号）」に、「デジタル庁の」を「防災庁の」に、「デジタル庁及び」を「防災庁及び」に、「及びデジタル庁」を「及び防災庁」に改め、同表次世代育成支援対策推進法施行令（平成十五年政令第三百七十二号）の項中「デジタル庁」を「防災庁」に改め、同表個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）の項中

第十三条第一項の職、復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）第十二条第一項の職若しくは同法第十七条第一項の地方機関の長	中央防災会議の長、復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）第十二条第一項の職若しくは同法第十七条第一項の地方機関の長
第十三条第一項の職、復興庁設置法第十二条第一項の職若しくは同法第十七条第一項の地方機関の長	防災庁設置法第十三条第一項の職、復興庁設置法第十二条第一項の職若しくは同法第十七条第一項の地方機関の長

を

第十三条第一項の職	中央防災会議の長

に改め、同表武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律施行令（平成十六年政令第三百九十二号）の項中「デジタル庁」を「防災庁」に改め、「内閣府」の下に「、デジタル庁」を加え、同表標準的な官職を定める政令（平成二十一年政令第三十号）の項第三欄中「デジタル審議官」を「防災庁の事務次官」に、「統括官」を「防災庁組織令（令和八年政令第三百四号）第一条第一項に規定する統括官」に、「第二条第一項」を「防災庁組織令第二条第一項」に、「第三条第一項」を「防災庁組織令第三条第一項」に改め、同項第四欄中「デジタル審議官」を「防災庁の事務次官」に、「統括官」を「防災庁組織令（令和八年政令第三百四号）第一条第一項に規定する統括官」に、「第二条第一項に規定する審議官」を「防災庁組織令第二条第一項に規定する審議官」に、「第三条第一項に規定する参事官」を「防災庁組織令第三条第一項に規定する参事官」に改め、同表東日本大震災復興特別区域法施行令（平成二十三年政令第四百九号）の項中「内閣府令」を「内閣府令・防災庁令」に改め、同表株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法施行令（平成二十四年政令第三十七号）の項中「内閣府令・総務省令・財務省令・農林水産省令・経済産業省令」を「内閣府令・防災庁令・総務省令・財務省令・農林水産省令・経済産業省令」に改め、同表女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令（平成二十七年政令第三百十八号）の項中「デジタル庁」を「防災庁」に改め、同表障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律施行令（平成二十八年政令第三十二号）の項中「第十三条第一項」を「防災庁設置法（令和八年法律第六十一号）第十三条第一項」に改め、同条第二項中「デジタル庁」を「防災庁」に改め、同条第三項中「及びデジタル庁」を「及び防災庁」に、「、デジタル庁」を「、防災庁」に、「十二　デジタル庁」を「十三　防災庁」に、「十二の二」を「十三の二」に、「デジタル庁」を「防災庁」に改める。

内閣総理大臣　高市　早苗
総務大臣　藤井比早之
外務大臣　茂木　敏充
財務大臣　片山さつき
農林水産大臣　簗　和生
経済産業大臣　赤澤　亮正
防衛大臣　小泉進次郎

サイバー通信情報監理委員会事務局組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年九月三十日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第三百六号

サイバー通信情報監理委員会事務局組織令の一部を改正する政令

内閣は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第五十二条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

サイバー通信情報監理委員会事務局組織令（令和八年政令第九十一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「調査課」を「危害防止監理課」に改める。

第四条中第十九号を第二十号とし、第十八号を第十九号とし、第十七号を第十八号とし、第十六号の次に次の一号を加える。

十七　サイバー通信情報監理委員会の所掌事務に関する総合的な調査に関すること。